

埼玉県県土整備部「労働環境調査モデル工事」試行要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革を進めることが求められている。

特に、賃金など技能者の労働環境の改善は、建設業界が働きがいのある職場となり、将来にわたる担い手の確保につなげるためにも必要不可欠であるため、労働環境把握のための調査を行う工事を試行するものである。

本要領は、埼玉県県土整備部が発注する建設工事において、「労働環境調査モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

(対象とする工事)

第2条 モデル工事の対象は、公共事業労務費調査の対象工事となったものとする。

なお、過年度発注工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合も、同様のものとする。

(労働環境の基準)

第3条 モデル工事で把握する労働環境は、主に、下記に示す関係法令等を基準とする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49条）
- (2) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（平成29年1月20日付、基発0120第3号）
- (3) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
- (4) 労働組合法（昭和20年法律第51号）
- (5) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (6) 民法（明示29年法律第89号）
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）
- (8) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (9) 元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン第9版（令和5年6月）
- (10) 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン第5版（令和5年6月）
- (11) 建設工事における生産システム合理化指針（平成3年2月5日建設省経構発第2号）
- (12) 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（平成30年7月2日付、第1次改訂）

(労働環境の調査)

第4条 受注者からの提供資料等については、公共事業労務費調査に準ずるものとする。別途、発注者に資料等を提出する必要はない。

2 発注者、監督員及び埼玉県県土整備部建設管理課職員は、提出された内容について、必要に応じて、受注者及び下請負人に聞き取りすることができるものとする。

(その他)

第5条 調査結果は、とりまとめた上で、公表するものとする。

2 その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和元年9月1日から施行する。

附則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 1

(入札公告及び特記仕様書への明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

(7) その他

本工事が、埼玉県県土整備部「労働環境調査モデル工事」の対象工事となった場合は、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

<特記仕様書>

1 労働環境調査モデル工事

(1) 本工事が、埼玉県県土整備部「労働環境調査モデル工事」の対象工事となった場合は、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認すること。

埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>